

平成 27 年三重県労働委員会活動状況

労働委員会は、労使間で起きた問題を当事者の話し合いで自主的に解決することが困難な場合、より良い労使関係を築くために、労使間の紛争を中立・公正な立場で早期に解決する手助け等を行っています。

1 労働委員会の主な仕事

- ① 労働組合と会社の間で発生した労働条件等に関する問題の解決の支援（あっせん）
- ② 個々の労働者と会社の間で発生した労働条件等に関する問題の解決の支援（個別労働関係紛争のあっせん）
- ③ 労働組合から救済が申し立てられた不当労働行為に関する審査
- ④ 病院や公共交通機関等の公益事業の争議行為に関する調査
- ⑤ 労働組合が法人登記、不当労働行為救済申立て等を行う場合の資格審査
- ⑥ 地方公営企業等の職員のうち使用者の利益代表者に該当する者の認定・告示



2 平成 27 年活動状況

	取扱い件数			終結 件数	繰越 件数
	前年繰越	新規	計		
① あっせん ※a	0	13	13	11	2
② 個別労働関係紛争のあっせん ※b	0	3	3	3	0
③ 不当労働行為の審査 ※c	2	8	10	2	8
④ 公益事業の争議行為に関する調査	0	7	7	7	0
⑤ 労働組合の資格審査	3	12	15	5	10
⑥ 認定・告示	0	1	1	1	0

※a 新規申請分のあっせん希望事項は、「組合承認・組合活動」に関するものが1件、「賃金等」に関するものが8件、「給与以外の労働条件」に関するものが2件、「経営又は人事」に関するものが8件、「福利厚生」に関するものが1件、「団交促進」に関するものが2件などでした。（あっせん申請1件につき、あっせん希望事項が複数の場合があります。（※bも同様です。））

あっせん員指名から終結までの平均処理日数は約42日でした。

※b 新規申請分のあっせん希望事項は、「経営又は人事」に関するものが2件、「賃金等」に関するものが3件でした。

労働委員会があっせんを受任してから終結までの平均処理日数は約44日でした。

※c 不当労働行為救済申立てから終結までの平均処理日数は約482日でした。